

台東区障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設の設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、台東区（以下「区」という。）が行う指導及び監査に関して必要な事項を定め、障害者総合支援法、児童福祉法その他の法令、東京都の条例及び規則並びに区の規則に基づく最低基準、指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付等に係る費用等の支給の適正化を図り、もって区における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針及び形態)

第2条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容、自立支援給付等に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施するものとする。

2 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 一定の場所に集めて講習等を行う方法又はオンライン会議システム、ホームページ等（以下「オンライン等」という。）で動画を配信する等の方法により行う。
- (2) 運営指導 障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う。ただし、運営指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

(指導対象の選定基準)

第3条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げる指導の形態に応じて、当該各号に定める基準に基づき対象の選定を行うものとする。

- (1) 集団指導 障害福祉サービス事業者等のうち、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容を勘案して必要と認められるもの
- (2) 運営指導
 - ア 通報、苦情の申立て、自立支援給付等に係る費用の請求の状況等により、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等
 - イ 過去において運営指導が未実施であり、又は最後に運営指導を行った日から起算

して2年以上経過した就労支援継続A型、就労支援継続B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

ウ 過去において運営指導が未実施であり、又は最後に運営指導を行った日から起算して5年以上経過した障害福祉サービス事業者等（就労支援継続A型、就労支援継続B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を除く）

エ 過去の運営指導における指摘事項の改善状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等

オ その他運営指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

（指導方法等）

第4条 集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

2 集団指導は、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について、講習等の方法により指導を行うものとする。

3 前項の集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、動画の視聴や資料の閲覧状況について確認するものとする。

4 運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

5 運営指導は、別に定める指導基準等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談による方法で行うものとする。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地によらず確認できる内容の確認については、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮の上、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等により行うことができる。

6 運営指導は、2名以上の指導班を編成して実施するものとする。

7 運営指導の結果、改善を要すると認める事項（以下「改善事項」という。）があるときは、その旨を、文書により通知するものとする。

8 前項の規定により改善事項を通知したときは、その通知をした日から起算して30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

（指導後の措置等）

第5条 運営指導の結果、改善事項について、改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、運営指導等を行う。

2 運営指導の結果、第6条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。

- 3 運営指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に関し、過誤又は不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付等に係る費用等の自主返還等を行うよう指導するものとする。
- 4 運営指導の結果のうち、文書による改善事項及び改善状況について、利用者保護の観点から必要と判断した場合、区のホームページへの掲載等により、区民へ情報提供をすることができる。

(監査の選定基準)

第6条 監査は、障害福祉サービス事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合に、その事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施するものとする。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付等に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等の規定に違反していると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる運営指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る費用等の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由なく運営指導を拒否したとき。

(監査方法等)

第7条 前条各号に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入ることにより、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

- 2 必要と認められる場合には、障害福祉サービス、障害者施設支援等を受けた障害者及び障害児の保護者に対する実地調査を行うことができる。
- 3 監査の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。ただし、第5条第2項の規定により運営指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。
- 4 監査は、原則として、運営指導の指導班を中心に、2名以上の監査班を編成して実施するものとする。ただし、問題の性質等に応じて、副参事の職層にあるものを長とした3名以上の特別班を編成して実施することができるものとする。
- 5 監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。
- 6 監査の結果、障害者総合支援法第49条第6項、第50条第2項若しくは第3項、第51条の2第6項若しくは第51条の2第3項又は児童福祉法第21条の5の2第3項若しくは第21条の5の2第4第2項に該当する場合は、その旨を東京都知事に通

知するものとする。ただし、東京都と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

(勸 告)

第8条 障害者総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者である者に限る。）に対し、期限を定めて、障害者総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。この場合において、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(命 令)

第9条 障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者である者に限る。）が正当な理由がなく前条に規定する措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合においては、その旨を公示しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定取消)

第10条 指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者である者に限る。）に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。この場合においては、その旨を公示しなければならない。

(経済上の措置)

第11条 障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者である者に限る。）に対して前3条の規定による処分を行った場合には、計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費について障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定による不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うものとする。

2 前項の規定により返還金を徴収する場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得

た額を支払わせるものとする。

3 前項の規定による返還金の返還対象期間は、5年間とする。

(関係機関との連携)

第12条 指導及び監査に当たっては、東京都及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する